札幌市ユース・ホステル条例の一部を改正する条例案 令和6年(2024年)11月28日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市ユース・ホステル条例の一部を改正する条例

札幌市ユース・ホステル条例(昭和35年条例第35号)の一部を次のよう に改正する。

別表 2 中「3,800 円」を「4,200 円」に、「3,300 円」を「3,700 円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公 布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の別表 2 に規定する使用料の徴収は、この条例の施行前においても 行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の別表2の規定は、この条例の施行の日以後に開始する宿泊に係る 使用料について適用し、同日前に開始した宿泊に係る使用料については、な お従前の例による。
- 4 この条例の公布の際現に札幌市ユース・ホステル条例第4条第1項の承認 を受けている宿泊に係る使用料については、前項の規定にかかわらず、なお 従前の例による。

(理由)

札幌国際ユースホステルの宿泊料を現状の経常経費を踏まえた適正な額に改定するため、本案を提出する。